

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成 20 年 3 月 21 日農林水産省告示第 416 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0416 : <u>20XX</u></p> <p style="text-align: center;">生産情報公表養殖魚 Cultivated fish with production details</p> <p><b>1 適用範囲</b> (略)</p> <p><b>2 引用規格</b> <u>この規格には、引用規格はない。</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b> この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p><b>3.1</b> 生産情報 養殖魚の生産に係る<u>次に掲げる情報</u></p> <p>a) <u>養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先</u>〔<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日</u>〕</p> <p>b)・c) (略)</p> <p>d) <u>種苗の種類</u></p> <p>e) <u>種苗が漁獲された年月日及び場所</u>〔<u>種苗の種類が天然種苗である場合に限る。</u>〕</p> <p>f) <u>養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</u></p> <p>g) <u>養殖業者が使用した動物用医薬品</u>〔<u>種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 3 項の規定によって人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。</u>〕の薬効別分類及び名称</p> <p>h) 養殖に使用された<u>漁網防汚剤</u>の名称</p> <p><b>3.2</b> 養殖業者 養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするもの。</p> <p><b>3.3</b> 種苗の種類 <u>天然種苗又は人工種苗の別</u></p> <p><b>3.4</b> 天然種苗</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0416 : <u>2019</u></p> <p style="text-align: center;">生産情報公表養殖魚 Cultivated fish with production details</p> <p><b>1 適用範囲</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>2 用語及び定義</b> この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p><b>2.1</b> 生産情報 養殖魚の生産に係る<u>次の情報</u>。</p> <p>a) <u>養殖業者 (2.2) の氏名又は名称、住所及び連絡先</u>〔<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者 (2.2) の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日</u>〕</p> <p>b)・c) (略)</p> <p>d) <u>種苗の種類 (2.3)</u></p> <p>e) <u>種苗が漁獲された年月日及び場所</u>〔<u>種苗の種類 (2.3) が天然種苗 (2.4) である場合に限る。</u>〕</p> <p>f) <u>養殖業者 (2.2) が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</u></p> <p>g) <u>養殖業者 (2.2) が使用した動物用医薬品</u>〔<u>種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。</u>〕の薬効別分類及び名称</p> <p>h) 養殖に使用された<u>漁網防汚剤 (2.6)</u>の名称</p> <p><b>2.2</b> 養殖業者 養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするもの。</p> <p><b>2.3</b> 種苗の種類 <u>天然種苗 (2.4) 又は人工種苗 (2.5) の別</u>。</p> <p><b>2.4</b> 天然種苗</p>

自然産卵によってふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗

### 3.5

#### 人工種苗

天然種苗以外の種苗

### 3.6

#### 漁網防汚剤

いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材

### 3.7

#### 生産情報公表養殖魚

箇条 4 及び 箇条 5 の要求事項に適合する養殖魚

### 3.8

#### 識別番号

同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるもの

## 4 生産の方法

生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

注 1 公表する方法の例として、電話で回答する方法、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。

## 5 表示

### 5.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、**b)**にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略してよい。

**a)・b)** (略)

注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従わなければならないとされている。

### 5.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

**a)** (略)

**b) 識別番号** 識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載していなければならない。

**c) 生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包

自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗。

### 2.5

#### 人工種苗

天然種苗 (2.4) 以外の種苗。

### 2.6

#### 漁網防汚剤

いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材。

### 2.7

#### 生産情報公表養殖魚

箇条 3 及び 箇条 4 の要求事項に適合する養殖魚。

### 2.8

#### 識別番号

同一の生産情報 (2.1) を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であつて、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるもの。

## 3 生産の方法

生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

(新設)

## 4 表示

### 4.1 表示事項

表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか、次の事項を表示していなければならない。ただし、**b)**にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。

**a)・b)** (略)

(新設)

### 4.2 表示の方法

表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

**a)** (略)

**b) 識別番号** 識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載しななければならない。

**c) 生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい

装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載<sup>2)</sup>していなければならない。

注<sup>2)</sup> 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

### **5.3 表示禁止事項**

表示禁止事項については、**5.1**に規定する事項及び**箇条 4**の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

(新設)

### **4.3 表示禁止事項**

表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、**4.1**に規定する事項及び**箇条 3**の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

(新設)